

令和7年度 (仮称) 白石中央スマートインターチェンジ道路施設等詳細設計業務
特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、白石市が発注する「令和7年度（仮称）白石中央スマートインターチェンジ道路施設等詳細設計業務」（以下、「本業務」という）に適用するものであり、これに示す以外は「共通仕様書（建設関連業務）（宮城県土木部）」「共通特記仕様書（建設関連業務）宮城県土木部」その他関係基準及び関連する関係諸法令等に基づくものとする。

第2条 目的・概要

白石市を南北に縦断する「東北縦貫自動車道（以下、東北道という。）」は、市北部に白石インターチェンジ（以下、「IC」という。）が開通当初から設置され、企業進出や沿線企業の活動により、地域経済の発展と地方創生に大きな役割を果たしてきた。市の中心市街地は、白石ICと福島県の国見IC間（延長23.5km）の東北道が通過する沿線に位置していることから、この間にスマートICを設置することにより高速道路等のさらなる有効活用が図られることから、企業誘致や企業活動の支援、観光振興及び地域医療等、多様な効果が期待されている。

本業務は、(仮称)白石中央スマートICの整備に必要な区画線設計、スマートICに接続する道路の照明灯及び標識設計等を行う事を目的とする。

第3条 疑義

本特記仕様書に記載のない事項または疑義を生じた事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

第2章 業務

第4条 業務内容

本業務の実施にあたっては、監督員と協議のうえ、関係機関等と十分な調整を行い円滑な業務の遂行を図るものとする。

本業務に必要な作業は下記の通りとする。

(1) 交差点照明施設詳細設計

新規整備路線である市道（仮称）白石中央スマートインター線と市道（仮称）白石中央工業団地線の交差点において、交差点照明施設の詳細設計を行う。交差点照明施設工事に必要な図面作成及び数量計算の作成を行う。

(2) 道路付属施設設計（標識・区画線）

新規整備路線である市道（仮称）白石中央工業団地線に必要な標識設計を行う。スマートＩＣの接続に伴うAランプ及びCランプにおいて必要な区画線設計を行う。以上の設計について、工事に必要な図面作成及び各工種別の数量計算、関係機関協議資料の作成を行う。

(3) 打合せ協議

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せは5回とし、業務着手時、中間及び業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。なお、中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せの回数を変更できるものとする。

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年3月31日とする。

第3章 その他

第6条 成果品の納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、本業務の最終成果物を電子データで納品することをいう。

提出する成果物は以下のとおりとする。

- ・報告書（A4版） 1部（成果品を入れる箱は黒箱に金入り文字とする）
- ・報告書概要版（A3版） 2部
- ・最終成果（オリジナルデータ）を保存した電子媒体 2部

※図面データ形式はDWG・SFCの2形式を作成すること。また、CDに保存するフォルダ名について日付や記号ではなく、フォルダの中のデータがわかるような名前で保存すること。

第7条 資料の貸与

(1) 発注者が貸与する資料は以下を想定しているが、受託者は契約遂行に必要な関係書類の貸与を委託者に申し出ることができる。

(2) 受注者は貸与を受けた資料の取扱い及び保管には十分注意を払い、貸与品使用後は速やかに発注者へ返却するものとする。

- ・令和3年度（仮称）白石中央スマートインターチェンジ道路詳細設計業務 報告書
- ・令和3年度（仮称）白石中央工業団地線ほか2路線測量設計業務

第8条 個人情報の保護

乙は、業務上知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、業務を遂行するとともに、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

第9条 秘密の保持

受注者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

○暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号。以下「排除要綱」という。）別表1各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表1各号に該当し、本市から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表1各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

参考明細書

令和 7 年度

実施設計書

白石市

總括表

(仮称)白石中央スマートインターチェンジ道路施設等詳細設計

內訛書

設計業務

明細表

第 1 号 交差点照明施設詳細設計

1箇所当たり

明 細 表

第2号 道路付属施設設計(標識・区画線)

1km当り

作業内容	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	人件費等	電子計算機使用料	金額計			備考
現地踏査				1.0	1.3	1.2							
道路付帯構造物設計				0.3	0.5	1.6	2.3						
設計図						4.7	8.0						
数量計算				0.5	2.1	4.0	6.5						
照査			1.0	2.0	2.4	3.1							
報告書作成			0.5	1.9	3.3	1.8							
員数計			1.5	5.7	9.6	16.4	16.8						
計													
変化率													
合計													
単位当り													
工程変化率	=1+[R1]+[R2]+[R3]+[R4]+[R5]+[R6]+[R7]+[R8]+[R9]+[R10]+[R11]				0.85	[R10]軟弱地盤上の設計							
[R1]地形による変化率	平地				0	[R11]車線変更等に対する設計							
[R2]車線数による変化率	1~2車線				-0.05								
[R3]複断面の有無	複断面でない場合				0								
[R4]暫定計画の有無	暫定計画を行わない場合				0								
[R5]歩道設計の有無	歩道設計を行わない場合				0								
[R6]設計の有無	取付道路、付替水路、横断管渠等のいずれも設計しない場合				-0.1								
[R7]道路環境関連施設の有無	道路環境関連施設を設置しない場合				0								
[R8]特殊法面の有無	特殊法面(力学計算を必要としない構造物)の設計を道路設計と一緒に行わない場合				0								
[R9]成果品の分割の有無	工区ごとに成果品を分割を行わない場合				0								

明細表

第3号 打合せ 全5回(初回・中間3回・最終)

1業務当たり

平面図
令和7年度 (仮称) 白石中央スマートインターチェンジ道路施設等詳細設計業務

記号等	内 容	面 積
—	事業区域	500,131m ²
■	工業用地	297,182m ²
□	道の駅用地	33,693m ²
▨	消防施設用地	7,763m ²
▨	レクリエーション拠点用地	63,771m ²
■	調整池用地	53,501m ²
▨	水路用地	682m ²
—	SIC事業・道路等計画線	

